

議案第23号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和2年3月10日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の改正に伴い、一部規則を改正する必要があるため、本案を提出する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第32条の2の次に次の1条を加える。

（業務量の適切な管理等）

第32条の3 教育委員会は、職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の維持向上に資するよう、職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する指針において定める在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、職員の業務の量の適切な管理を行う。

(1) 1月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、職員が幼児に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、職員の業務の量の適切な管理を行う。

(1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

3 前2項に定めるもののほか、職員の業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から令和2年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の第32条の3第2項第3号の規定の適用については、同号中「5月の期間」とあるのは、「5月の期間（令和2年4月以降の期間に限る。）」とする。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(業務量の適切な管理等)</p> <p>第32条の3 <u>教育委員会は、職員の健康及び福祉の確保を図ることに より幼稚園教育の水準の維持向上に資するよう、職員が業務を行う 時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措 置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する指針において 定める在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法 第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以 外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間 を次に掲げる時間の範囲内とするため、職員の業務の量の適切な管 理を行う。</u></p> <p><u>(1) 1月について45時間</u></p> <p><u>(2) 1年について360時間</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、職員が幼児に係る通常予見することのできない業 務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間 以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかか わらず、職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を 次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、職員の業務の量の適 切な管理を行う。</u></p> <p><u>(1) 1月について100時間未満</u></p> <p><u>(2) 1年について720時間</u></p> <p><u>(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2 月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において 1月当たりの平均時間について80時間</u></p> <p><u>(4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間におい て45時間を超えて業務を行う月数について6月</u></p> <p>3 前2項に定めるもののほか、職員の業務量の適切な管理その他職</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規則の施行の日から令和2年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の第32条の3第2項第3号の規定の適用については、同号中「5月の期間」とあるのは、「5月の期間（令和2年4月以降の期間に限る。）」とする。</u></p>	



31 特人委給第 820 号
令和 2 年 2 月 21 日

世田谷区教育委員会 様

特別区人事委員会
委員長 中山 弘子



幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の
一部改正について（回答）

令和 2 年 2 月 7 日付 31 世教職第 1057 号により承認申請のあった下記規
則案について承認します。

記

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則